

Princess M Classic
坊垣 生也 様

「輸出貿易管理令別表第Ⅰ」の規制貨物等の該当/非該当判定書

弊社にて製造販売しております下記製品につきまして、国内法「輸出貿易管理令別表第Ⅰ」の全
項番、及び米国法「(再) 輸出規制」EAR (Export Administration Regulation)の規制対象品目リ
スト CCL (Commerce Control List) に基づいて判定しております。

品番	品名	シリアル番号	輸出令	CCL
			別表第Ⅰ判定	ECCN 判定
WAT270008	2695 W/SWASH/DEGAS/SMP HTR CLR	H07SM4865A	規制対象外	3A999
WAT270008	2695 W/SWASH/DEGAS/SMP HTR CLR	D02SM4897M	規制対象外	3A999
186001863	ALLIANCE COL.HEATER	H07SMH139E	規制対象外	3A999
WAT270852	2695 COLUMN HEATER	D02SMH130M	規制対象外	3A999
WAT081110	2487 2-CHANNEL UV/VIS DETECTOR	K01487423M	規制対象外	3A999
WAT081110	2487 2-CHANNEL UV/VIS DETECTOR	C02487283M	規制対象外	3A999

ご注意：
規制対象外および非該当と判定いたしましても、高速液体クロマトグラフ装置および周辺装置は「輸出統計品目表 HS
コード」の90類に属しているため「キャッチオール規制」の対象品となり、輸出国、荷受人、使用目的いずれかが規
制対象に該当する場合は、輸出者による経産省の安全保障貿易審査課の許可申請が必要となります。
また原産国が米国製品の場合、米国法でも同様の規制がありますので米国商務省の再輸出の許可申請が必要となります。
尚、弊社といたしましては本判定書にてお客様が第三国へ輸出されることに一切の責務を負うものではありません。

上記の通り判定いたします。

平成 30 年 10 月 17 日

所在地 東京都品川区北品川 1-3-12
社名 日本ウォーターズ株式会社
担当部門 品質保証
責任者役職 マネージャー
責任者 森村 泰也

